

市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、条例素案(概要版)は市ホームページからご覧ください。
【問い合わせ先】高齢障害課 (☎ 82-1172)

山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)とは

この条例素案は、地域主権推進一括法の施行に伴い、これまで国が一律に定めていた社会福祉施設等の基準を山陽小野田市において定めるものです。

山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)	【担当課】 高齢障害課 ☎ 82-1172
	○公募期間 9月18日～10月12日
	○意見の件数 2件をまとめて1件としています
お寄せいただいた意見	市の考え方(対応)
<p>第152条の人員基準について、国の基準では居室の定員は原則1人であるが、1人よりも2人のほうが介護を行う上で適当であると判断される場合に定員を2人とすることができると定めているように読み取れる。条例素案では、定員を原則1人、必要に応じて4人以下とすることができると変更しているが、その理由が経済的な部分が前面に出ているように思えるがその趣旨はどういうものか。また、理由の1つに待機者の状況を勘案しとあるが、定員を4人とした場合に、待機者はどの程度解消されると試算しているか。</p>	<p>特別養護老人ホームの居室の定員については、平成24年3月までは国の基準においても4人以下であったものが、プライバシー保護の観点から4月より原則1人、必要に応じて2人と改正された経緯があります。プライバシー保護の観点からは、個室が望ましいと思いますが、4人部屋(多床室)と1人部屋(個室)では居住費が異なるため、特別養護老人ホームが個室ばかりになると低所得の方が利用しづらくなる状況が考えられます。また、施設整備を行う際に、同じ建設費用であれば多床室を作ったほうが、多くの床数を確保できます。現在、市内にある特別養護老人ホームの床数は、個室と多床室がほぼ同数の状況です。市としては、今後施設整備を行う際は、プライバシー保護の観点から原則としては個室を整備していく予定ですが、この度の改正は、待機者の状況及び多床室へ対する利用者ニーズ等を踏まえて、将来的に必要なに応じて多床室を整備できるようにしておくための改正です。なお、施設整備計画は介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直しを行います。現在、平成24年度から26年度までの第5期事業計画を策定していますが、この計画期間中に特別養護老人ホームを整備する予定はないこと及び当面は個室を整備していく予定であるため、多床室を整備することによる待機者の解消について、現時点で具体的な試算はしていません。</p>